

平成29・30年度指名申請書（物品の製造等）提出要領

北松北部環境組合が発注する物品の売買等の指名競争入札に参加を希望される方は指名申請書の提出が必要です。

1. 受付期間

平成30年1月4日（木）から平成30年3月30日（金）まで【土・日・祝日を除く】

※ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、期間後でも受け付けることができます。

2. 受付場所及び問い合わせ先

〒859-4815

長崎県平戸市田平町下寺免1318番地

北松北部環境組合

電話 0950-26-1300

FAX 0950-26-1301

3. 受付時間

土・日・祝日を除く

午前9時～午後4時（正午から午後1時までは除きます）

4. 提出方法

持参又は郵送（電子メールは不可とさせていただきます）

※郵送で提出される場合は提出書類が返送できるサイズで切手添付の返信用封筒を同封してください。書類未整備の場合は返送いたします。

5. 申請書の有効期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（2年間）

6. 提出資格【下記の要件を全て満たす方】

- (1) 平戸市税・松浦市税（平戸市・松浦市内に本店又は営業所を有する者のみ）、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (2) 登録取扱（営業）種目に関して、許可、認可、登録等を必要とする場合は、当該許可等を受けている者。
- (3) 資格審査を受ける日の属する年の1月1日で創業又は当該法人を設立してから1年を経過している者

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に該当しない者。〔※注〕

【〔※注〕 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項】

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

7. 申請書記入上の注意事項

・指名申請人

申請人が法人の場合は本社名、個人の場合は代表者名で申請し、印鑑は実印を押印してください。

申請人の出先については、本組合と直接取引しようとする支店、営業所等を記入してください。

商号又は名称及び代表者名には必ずフリガナをつけてください。

・委任状

支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合のみ記入してください。

（平戸市・松浦市内業者は、記入の必要はありません。）

・主要取扱品目及びメーカー

各取扱品について、記入例のとおり取扱メーカーをすべて記入してください。（自社製品の場合は自社）

・主な仕入先及び代理店、特約店

製造メーカー（販売会社）より代理店、特約店として認められている場合、その証明書を必ず添付してください。（コピー可）

・使用印鑑届

使用印鑑は、競争入札書、見積書、請求書等に使用する印鑑を届けてください。
必ずしも実印による必要はありませんが、ゴム印や指輪印など変形しやすいもの、欠けたり磨り減っているもの、流し込み等は使用しないでください。

・入札保証金・契約保証金免除申請書

過去2か年間に於ける、官公署との契約実績を記入してください。実績は種類別1契約毎とし年間合計金額は記入しないでください。ただし、長期契約（半年、1年の単価契約等）したものについては、期間中の総合計金額を記入してください。

・許認可等証明書

許認可業務にかかる業種は、登録証の写しか許認可証の写し及び有資格者の雇用を要する業種についてはその資格を証する書面の写しを添付してください。

・変更届及び廃業等の届出

申請後、次に該当する場合は、速やかに変更届（様式不問）を提出してください。

（1）次の事項を変更した場合

- ①商号又は名称
- ②委任先の名称及び所在地
- ③法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- ④営業許可等、有資格者等

（2）次の事項に該当した場合

- ①廃業したとき
- ②法人が合併により消滅又は破産したとき
- ③上記②以外の事由により解散したとき
- ④許可を受けた業種を廃止したとき

・その他の注意事項

- （1）申請書の各項目は、該当のない場合を除きすべて記入してください。
- （2）受付票の送付を希望される方は、あて先明記の返信用定形封筒（82円切手添付）を同封ください。
- （3）申請書は左上をホッチキスで留めてください。添付書類はまとめてクリップで留めてください。（ファイル綴じの必要はありません。）
- （4）前回、指名申請書を提出した場合は、受付番号を申請書表紙の右下に明記してください。

8 提出書類

①北松北部環境組合指名申請書（全12ページ）

②添付書類（全てコピーで結構です。）

	法人	個人
身元確認	登記簿謄本 1通 (法務局発行・3か月以内のもの)	代表者の身分証明書 1通 (本籍地の市町村発行・3か月以内のもの)
納税証明書 未納の額がないことを証する書類 領収書は不可 3ヶ月以内の証明	平戸市・松浦市税全般 1通 (平戸市・松浦市内に本社または委任先の支店等がある場合のみ。市税務課発行。市外業者は提出不要) 様式第5号その3	平戸市・松浦市税全般 1通 (平戸市・松浦市内業者または委任先がある場合のみ。市税務課発行。市外業者は提出不要) 様式第5号その3
	消費税及び地方消費税 1通 (税務署発行 法人はその3の3様式)	消費税及び地方消費税 1通 (税務署発行 個人はその3の2様式)
許認可等証明書	許認可業務にかかる業種は、登録証の写しか許認可証の写し 有資格者の雇用を要する業種についてはその資格を証する書面の写し 有資格者等に変更があった場合は、ただちに変更届を提出してください。	
営業経歴	設立から現在に至るまでの経歴を記入 様式不問	
代理店証明等	代理店、特約店は証明書	
その他参考資料	パンフレット及びカタログ等（主なもの）	

上記に加えて 車両整備業者は、別に「自動車整備事業所明細書」（1枚）

燃料業者は、別に「燃料販売業者調書」（1枚）

をご提出ください。